	令	和元年	三5月	中の公	認会計士	等の登	録及て	び 登録			
	抹消	者は、	次の	とおり	につき、	公認会	計士法	<b>法第</b> 21			
	条の	2 の規	見定に.	より公	告する。						
	令	和元年	三6月	1 日	日本	公認会	計士協	3会			
号)	〔開										
37	登:		氏	名	登 <b>省</b>	録号	氏	名			
号外第	I 公認会計士										
	5月2	21日									
( <del>I</del>	3912	22	木村	正次郎	391	.23	舩 <b>橋</b>	優			
	3912	24	木下	拓実	391	.25	風谷	基匡			
	3912	26	加藤	雄次郎	391	.27	留額	宗			
	3912	28	濱田	祐良	391	.29	大谷	徹			
	3913	30	竹内	亮	391	.31	松山	由佳			
蕔	3913	32	辻森	晴明	391	.33 7	村松	慶彦			
	391;	34	塩田	大樹	391	.35	吉井	陽子			
	391;	36	久禮	義継	391	.37	岡田	彩照			
ĮШ	391;	38	和田	慎祐	391	.39	佐藤	友			
Ì	3914	40	髙野	雄大	391	.41	野辺	雅志			
	〔登録抹消〕										
Н	登:	録 号	氏	名	抹消	jの理由	抹消	背の日			
金曜	Ι :	公認会	:計士								
	149	96	山本	秀夫	死	亡	31.	4. 9			
Ш	19'	79	谷井	正弘	死	亡	31.	3. 27			
4	276	64	大野	高正	死	亡	31.	4.12			
月14	339	93	野口	昌宏	死	亡	31.	4. 5			
9	40:	30	植田	正太郎	死	亡	1.	5. 2			
注	41	13	笠原	哲	死	亡	31.	2.19			
令和元年	424	49	亀岡	由雄	死	亡	31.	3. 31			
<b>⊕</b>	489	93	直井	晥	死	亡	31.	4. 29			
	69	55	佐藤	勝	死	亡	31.	3. 23			
0	104	12	臼木	功之	死	亡	31.	3. 10			
22	1891	14	府川	逸人	死	Ľ	31.	2. 10			

公認会計士等の登録及び登録

抹消の公生

	1892	石川	穰一	業	務層	麓 止	1.	5. 21	l	
	7138	遠藤	隆一	業	務月	絕止	1.	5. 21		
	13504	舩川	隆	業	務月	絕止	1.	5. 21		
	14349	安樂	究	業	務月	麓 止	1.	5. 21		
	20678	宮内眞	佐紀	業	務月	絕止	1.	5. 21		
	21845	久保知	奈美	業	務月	絕止	1.	5. 21		
	31792	山口	実穂	業	務月	絕止	1.	5. 21		
	35085	江上	透	業	務月	絕止	1.	5. 21		
	35919	町野	絵里	業	務月	絕止	1.	5. 21		
	36057	細見	尚人	業	務月	絕止	1.	5. 21		
	37357	矢代	森生	業	務月	絕止	1.	5. 21		
	Ⅱ 会計士補									
	7583	大橋	克巳	死		亡	31.	2. 5		
	17351	武者小路	敦子	業	務月	絕止	1.	5. 21		
公認会計士開業による抹消										
	会計士補	抹消の日	R	1. 5.	21					
	登録 番号	氏	名							
	19555	大谷	徹							

# 行旅死亡人

本籍・住所・氏名不明、身長163センチメートル、やせ型、頭髪は黒色で肩にかからないくらいの長さ、年齢30歳代から50歳代くらい、女性、着衣はピンク色パーカ付ジャンパー、長袖セーター、灰色トレーナー、白色トレーナー、ブラ付タンクトップ、紺色ジーパン、黒色ショーツ、黒靴下、ベルト、所持品は黒色トートバック、長財布、現金48円、他19点

上記の者は、平成31年3月31日午前5時半頃、 兵庫県豊岡市塩津町の市営塩津住宅3号棟北側通 路上で発見されました。身元不明につき火葬に付 し、遺骨を安置しています。

お心当たりの方は、当市福祉事務所社会福祉課 生活援護係までお申し出下さい。

令和元年6月14日

兵庫県 豊岡市長 中貝 宗治

### 特定空家等の除却命令の公告

空家等の対策の推進に関する特別措置法(平成 26年法律第127号。)第14条第10項の規程により、 次のとおり公告する。

令和元年6月14日 神栖市長 石田 進

- 1 対象となる建築物の所在地
- ① 所在地 神栖市波崎9497番地5 構造 木造瓦葺2階建
- ② 所在地 神栖市波崎9497番地6 構造 コンクリートブロック造陸屋根平屋 建
- 2 所有者等に命じる必要な措置の内容

1の建築物については、そのまま放置することで周辺の建築物及び通行人等に対し、危害を与える恐れが高いと判断されるため、当該建築物の全部を除却すること及び内部の動産を搬出し、適法に処理すること。

- 3 措置の期限 令和元年7月24日 期限までに措置が行われない場合は、神栖市 長又はその措置を命じた者若しくは委任した者 が措置(建物の除却及び動産の廃棄)を行う。
- 4 神栖市役所の掲示板への掲示

この公告の内容は、神栖市公告式条例第2条 第2項に規程する神栖市役所本庁舎前(神栖市 溝口4991番地5)及び波崎総合支所前(神栖市 波崎6530番地)掲示場において掲示する。

# 会社その他の公告

#### 弹数公告

にお申し出下さい。を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内決議により解散いたしましたので、当法人に債権当法人は、平成三十一年四月十八日社員総会の

ら除斥します。なな、右期間内にお申し出がないときは清算か

**令和元年六月十四日** 

九番地北海道河東郡上士幌町字上士幌東三線二三

ス研究会 清算人 小寺 友之特定非営利活動法人上士幌ニュービジネ

#### 弹数公告

内にお申し出下さい。権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以会の決議により解散いたしましたので、当社に債当社は、令和元年五月三十日開催の臨時株主総

ら徐子します。なお、右期間内にお申し出がないときは清算か

令阳元年六月十四日

清算人 伊藤 仁志有限会社伊藤測量設計事務所岩手県八幡平市大更第二一地割三九番地二

#### 解散公告

内でお申し出下さい。 権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以当法人は、解散いたしましたので、当法人に債

ら徐斥します。なお、右期間内にお申し出がないときは清算か

令和元年六月十四日

トセンター 清算人 藤簟 後歯特定非営利活動法人いわて生活者サポー岩手県盛岡市南大通一丁目八番七号

#### 辉製公布

がないときは清算から除斥します。内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以の決議により解散いたしましたので、当法人に債当法人は、令和元年五月十六日開催の定期総会

令和元年六月十四日

代表清算人 山下 惠子特定非営利活動法人ハートフル宮城一五号ホーユウパレス東仙台一〇二号宮城県仙台市宮城野区東仙台六丁目二一番

### 解散公告

お申し出下さい。 有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に決議により解散いたしましたので、当社に債権を当社は、令和元年五月二十日開催の株主総会の

ら除斥します。なお、右期間内にお申し出がないときは清算か

令衔元年六月十四日

九五番地の二福島県双葉郡富岡町大字本岡字新夜ノ森四

清算人 高橋 定有限会社富岡再生資源回収センター